

国別情報（ウクライナ）

2026年9月

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
海外環境協力センター（OECC）

ウクライナ

1. 一般情報

省庁体制

※ウクライナはJCMのパートナー国になったが、合同委員会メンバーは不明

行政府

- エネルギー省（Ministry of Energy）
- 財務省（Ministry of Finance）
- 内務省（Ministry of Internal Affairs）
- 経済・環境関連省（Ministry of Economy and Environmental Affairs）
- 外務省（Ministry of Foreign Affairs）
- 法務省（Ministry of Justice）
- 農業政策省（Ministry of Agricultural Policy ）

その他省庁等

- 教育・科学省（Ministry of Education and Science）
- 社会政策省（Ministry of Social Policy ）
- 青年・スポーツ省（Ministry of Youth and Sports）
- デジタル変革省（Ministry of Digital Transformation）
- 地域開発省（Ministry of Regional Development）
- インフラ省（Ministry of Infrastructure）
- 文化省（Ministry of Culture）

他

（出所）ウクライナ各省庁ウェブページより作成（https://ukrainenavi.com/ministries-and-ministers-of-ukraine/、2026年9月16日アクセス）

ウクライナ

1. 一般情報

経済情勢

- 主要産業：
  - 卸売・小売業、自動車・二輪車修理業（25.3%）
  - 製造業（8.4%）
  - 行政・支援サービス（8.2%）
  - 農業、林業、漁業（6.7%）
  - 建設業（6.5%）
  - 専門・科学・技術的活動（6.5%）
  - 不動産業（5.4%）
  - 教育（3.7%）
  - 保健・社会保障（3.3%）
  - 情報・通信（3.3%）

  （2022年：ウクライナ国家統計局）

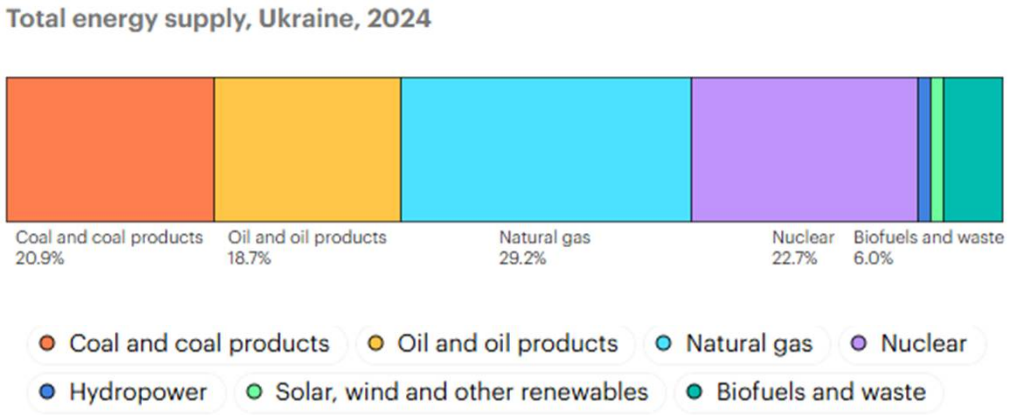
- GDP　：1,787.6億ドル（2023年：世銀）
- １人当たりGDP　：5,069.7ドル（2023年：世銀）
- GDP成長率　：5.3%（2023年：世銀）
- 物価上昇率　：12.8%（2023年：世銀）

（出所）外務省「ウクライナ 基礎データ」（2026年9月3日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ukraine/data.html, 2026年9月16日アクセス)

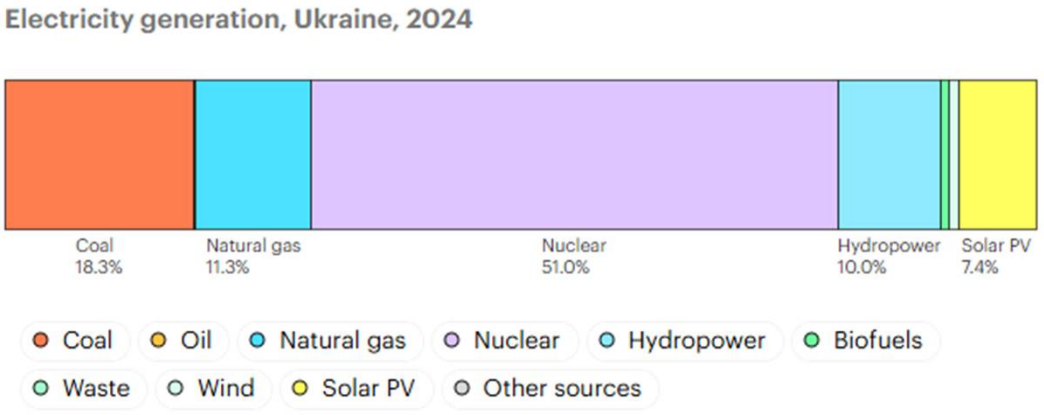
ウクライナ

1. 一般情報

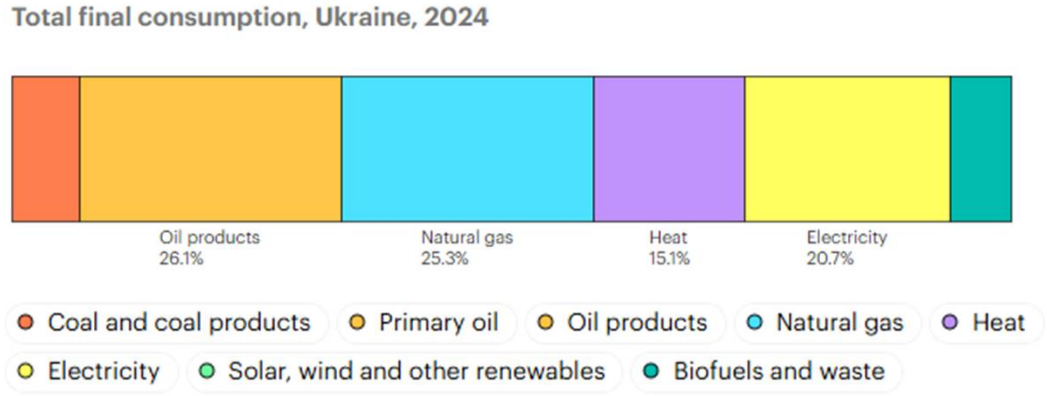
エネルギー供給構成（2024年）



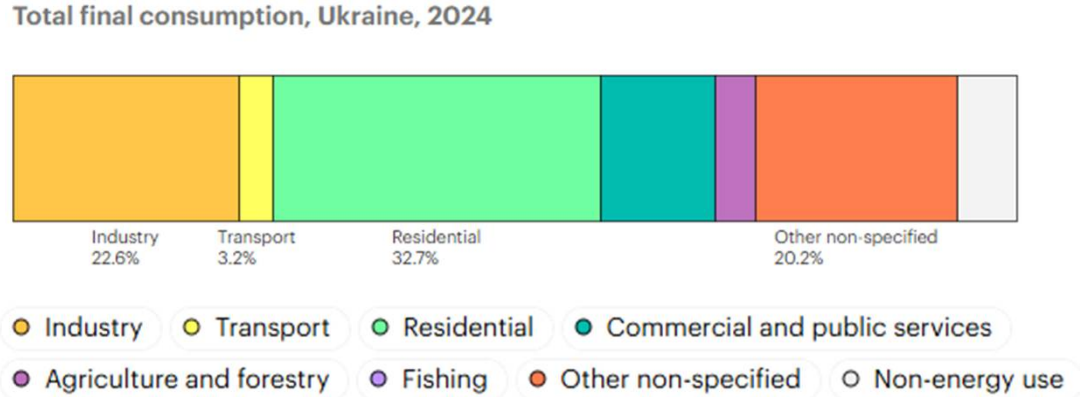
電源構成（2024年）



エネルギー源別最終エネルギー消費（2024年）



部門別最終エネルギー消費（2024年）

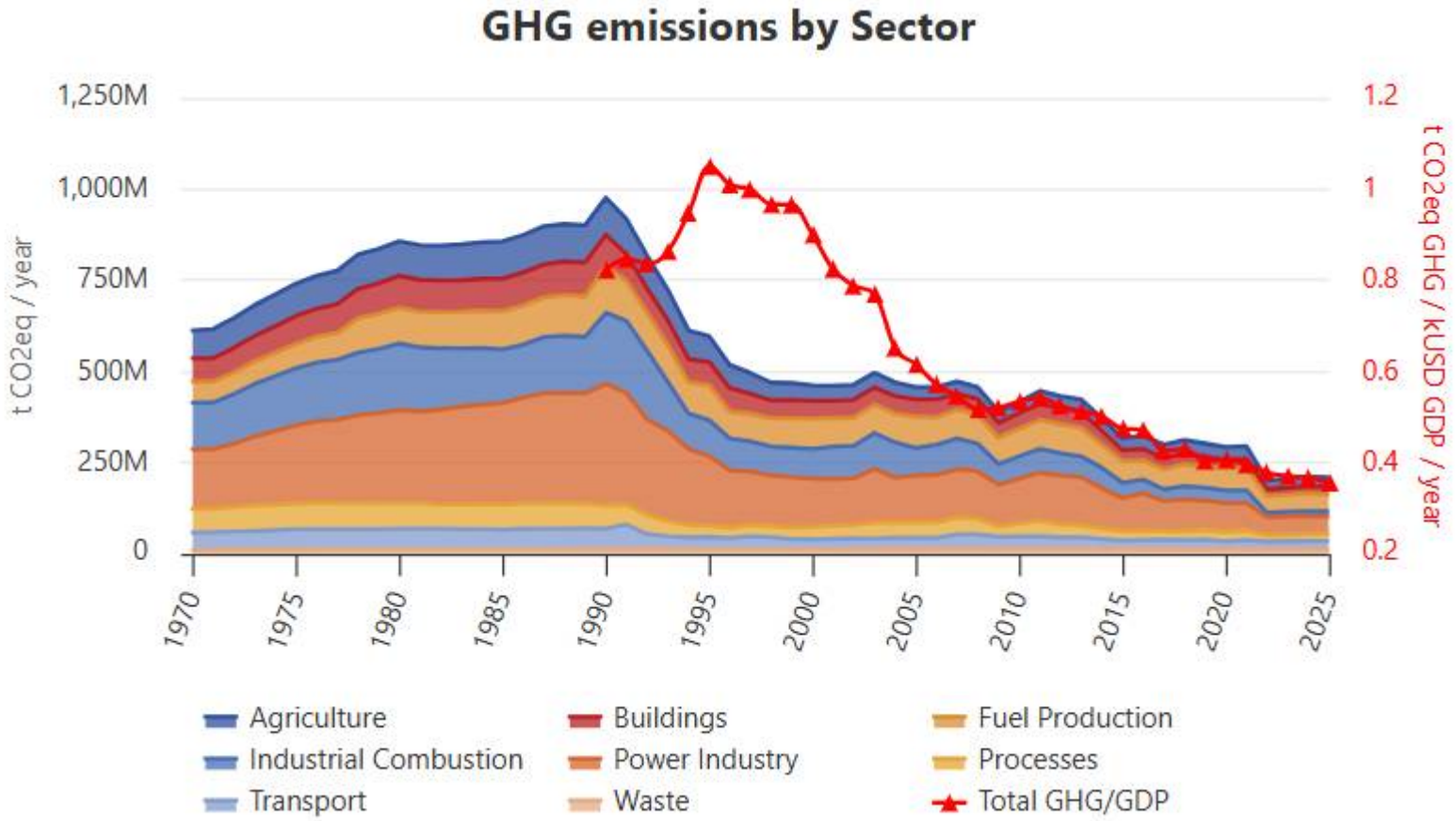


（出所）IEA, World Energy Statistics and Balances（https://www.iea.org/countries/ukraine/energy-mix, 2026年9月28日アクセス）

ウクライナ

1. 一般情報

温室効果ガス排出量の推移（1970年～2025年、LULUCF含まず）



（出所）European Commission, Joint Research Centre, Crippa, M., Guizzardi, D., Pagani, F., Banja, M., Ciarlantini, S. et al., GHG emissions of all world countries – 2026 report, Publications Office of the European Union, 2026, doi:10.2760/7717504, JRC147815.（https://edgar.jrc.ec.europa.eu/country_profile/UKR, 2026年9月28日アクセス）

ウクライナ

1. 一般情報

温室効果ガス排出量の推移（1990年～2023年, $ktCO_2e$）

Sector	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	Current year compared to base year, %
Energy	740.1	442.5	321.7	323.8	293.5	215.4	213.8	215.5	170.5	164.1	154.8	**-79.1**
IPPU	117.7	57.9	67.2	80.9	75.7	57.1	57.5	60.3	21.6	21.6	25.0	**-78.8**
Agriculture	89.6	62.6	36.8	32.7	31.5	36.2	37.7	41.7	32.5	33.0	32.4	**-63.9**
LULUCF (removals)	-47.9	-46.0	-33.4	-18.2	-21.0	4.1	-14.6	-4.1	-13.8	-9.8	-9.9	**-79.2**
Waste	16.9	16.3	15.9	16.5	16.5	16.1	16.4	16.1	14.8	14.8	14.7	**-13.4**
Total (including LULUCF)	**916.4**	**533.4**	**408.3**	**435.7**	**396.2**	**328.9**	**310.7**	**329.6**	**225.5**	**223.7**	**216.9**	-76.3
Total (excluding LULUCF)	**964.3**	**579.4**	**441.7**	**453.9**	**417.2**	**324.8**	**325.3**	**333.7**	**239.3**	**233.5**	**226.8**	-76.5
Total (including LULUCF), including indirect CO_2	**916.4**	**533.4**	**408.3**	**435.7**	**396.2**	**328.9**	**310.7**	**329.6**	**225.5**	**223.7**	**216.9**	-76.3
Total (excluding LULUCF), including indirect CO_2	**964.3**	**579.4**	**441.7**	**453.9**	**417.2**	**324.8**	**325.3**	**333.7**	**239.3**	**233.5**	**226.8**	-76.5

（出所）”Ukraine’s Greenhouse Gas Inventory 1990-2024” (ウクライナ経済・環境・農業省, 2026)

ウクライナ

1. 一般情報

温室効果ガス削減目標（NDC）

目標年	基準	対象	条件付き目標	条件なし目標
2030年	1990年比	全分野	65%削減	-

（出所）“Updated Nationally Determined Contribution of Ukraine to the Paris Agreement”（2025年11月11日提出）

※条件付き目標：国際的な支援を条件とした排出削減目標
条件なし目標：国際的な支援が提供されない場合の排出削減目標

排出削減ポテンシャル（NDCの基準の排出量）

916,500,000 tCO_2e（1990年排出量）

（出所）"Updated Nationally Determined Contribution of Ukraine to the Paris Agreement"（2025年11月11日提出）

セクター別の温室効果ガス削減量、政策・対策

セクター	NDC政策・対策によるGHG削減量	政策・対策の概要
エネルギー	設定なし	FIT制度、再生可能エネルギー設備輸入に対する税制優遇、持続可能性基準を満たす液体バイオ燃料利用の義務化、エネルギー作物分野の開発
運輸	設定なし	電動モーター付き車両に対する税制優遇、充電インフラの開発促進、低炭素都市交通開発の促進等
建築	設定なし	エネルギー効率基金の活動、建物の断熱改修を支援するプログラムの実施等
農業	設定なし	有機作物栽培の開発促進、作物生産における情報通信技術の利用促進等
廃棄物	設定なし	家庭ごみのリサイクル、再利用の普及、埋立地におけるバイオガス処理量の増加等
LULUCF	設定なし	全国的な土地利用と保護のプログラム等

（出所）“First Biennial Transparency Report of Ukraine under the Paris Agreement” (ウクライナ経済・環境・農業省他, 2025)

ウクライナ

1. 一般情報

各種政策・戦略

各種政策・戦略	概要
国家エネルギー気候計画2025 – 2030 （National Energy and Climate Plan of Ukraine 2025-2030）	● 2024年にウクライナ閣僚会議で承認され、2026年に更新版が承認された。 ● 脱炭素（再生可能エネルギーを含む）、エネルギー効率、エネルギー安全保障、国内エネルギー市場、研究・イノベーション・競争力という5つの側面における国家政策の主要分野を網羅している。

（出所）各戦略・計画に基づき作成

ウクライナ

2. 国内制度

● 排出量取引制度

- 2014年にウクライナ、EU、欧州原子力共同体及びその加盟国で連合協定に署名、批准した際に、EU加盟国内での温室効果ガス排出量取引制度を構築する指令2003/87/ECの実施義務を負ったとしている。
- 2026年5月に公開された法案「国家温室効果ガス排出量取引制度の運営に関する原則について」では、2028年に排出量取引制度の第1フェーズを開始するとしている。

● 炭素税

- 2010年より二酸化炭素排出に課される環境税が導入されている。2024年時点では、排出量1トンあたり30フリヴニャの環境税が課せられている。

● FIT制度

- 2008年より「Green Tariff」と呼ばれるFIT制度が導入されている。2024年以降、「Green Tariff」の適用は、所有する建物やその他の資本構造物があり、その電力を自家消費する個人世帯に限定されている。また、「Green Tariff」は2029年12月31日まで利用可能であるとされている。

（出所）”First Biennial Transparency Report of Ukraine under the Paris Agreement” (2025年10月29日提出)、ウクライナ経済・環境・農業省ウェブページ”法案「国家温室効果ガス排出量取引制度の運営に関する原則について」“（https://me.gov.ua/Documents/Detail/e1d41bc8-8160-404f-9882-082b6abde677?lang=uk-UA&title=ProktZakonuUrainiproZasadiFunktsionuvanniaNatsionalnoiSistemiTorgivliKvotamiNaVikidiParnikovikhGaziv, 2026年9月10日アクセス）

ウクライナ

3. パリ協定6条に基づく手続きや体制の整備

承認（Authorization）

承認体制

- 2026年6月、ウクライナ内閣が「パリ協定第6条の特定条項の実施に関するパイロットプロジェクトの実施手順」を承認した。
- 本実施手順では、経済省が協力的アプローチの承認、緩和成果の発行及び承認に関する決定等を実施するとしている。

登録簿

- 2026年6月、ウクライナ内閣が「国家炭素登録簿の運営手続き」を承認した。
- 国家炭素登録簿の所有者は、経済省を代表とする国家であり、経済省が登録簿の設立、運用等を進めるとしている。

初期報告・BTR・インベントリ等の提出状況

初期報告

- 未提出

隔年透明性報告書（BTR）

- 2025年10月29日提出

インベントリ等

- 2026年4月14日にNIDを提出

6条4項ホスト締約国参加要件様式

- 未提出

6条承認レター

- 未提出

（出所）UNFCCCウェブページ”CARP” (https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/cooperative-implementation/carp, 2026年9月10日アクセス)、UNFCCCウェブページ“Reports” (https://unfccc.int/reports, 2026年9月10日アクセス)、UNFCCCウェブページ ”Designated National Authorities (DNAs)” (https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/article-64-mechanism/national-authorities, 2026年9月10日アクセス）、「パリ協定第6条の特定条項の実施に関するパイロットプロジェクトの実施手順」（https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/766-2026-%D0%BF#n21, 2026年9月11日アクセス）、「国家炭素登録簿の運営手続き」（https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/766-2026-%D0%BF#n278, 2026年9月11日アクセス）

ウクライナ

3. パリ協定6条に基づく手続きや体制の整備

セクター別のNDC達成状況等

- BTR（2025年提出）では、下表の通り、実績排出量、NDC達成に向けた進捗状況が示されている。再生可能エネルギーの利用拡大、エネルギー効率の向上等のGHG排出削減のための様々な施策・政策を実施してきた一方で、排出量減少の主な原因はロシアによるウクライナ侵攻によるものであるとしている。

排出量単位：tCO_2e

実績排出量（1990年）	実績排出量（2020年）	実績排出量（2021年）	実績排出量（2022年）	条件付きNDC	NDC達成状況（2023年時点）
916,500,000	328,100,000	223,500,000	221,700,000	1990年比65%削減	1990年比75.8%削減

（出所）”First Biennial Transparency Report of Ukraine under the Paris Agreement” (ウクライナ経済・環境・農業省他, 2025)

ウクライナ

4. JCM概要（2026年9月時点）

二国間文書の署名：2024年2月19日

ルール・ガイドラインの整備状況

- ルール・ガイドライン類は、まだ採択されていない。

ウクライナ

4. JCM概要（2026年9月時点）

承認方法論：0件

登録済みプロジェクト：0件

発行済みクレジット：0 tCO_2 （両国合計）

第三者機関：0機関

環境省 JCM設備補助事業採択案件： 0件

環境省･経済産業省 各種事業：0件

（出所）地球環境センター(GEC) 二国間クレジット制度(JCM) ウェブページ“事例紹介 https://gec.jp/jcm/jp/projects/, 2026年10月8日アクセス）、経済産業省 “二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（JCM実現可能性調査）” （https://jcmfs.meti.go.jp/, 2026年10月8日アクセス）より作成

ウクライナ

5. 日本（JCM）以外のパリ協定6条に基づくアプローチ

- 6条に関する方針
  - NDC（2025年提出）では、ウクライナは、NDCを国内の政策及び対策によって達成する計画であるとしている。同時に、ウクライナはパリ協定第6条の下での市場メカニズムに参加しており、今後もパリ協定第6条の下でプロジェクトが実施される領域の締約国として参加を継続する意向であるとしている。
  - 2026年に採択された「パリ協定第6条の特定条項の実施に関するパイロットプロジェクトの実施手順」では、プロジェクト提案から緩和成果発行・移転までの試験的な枠組みが規定されている。本実施手順では、発行及び承認対象となる年間の緩和成果量は、最新の国家インベントリ報告書に記載された基準年のGHG排出量・吸収量の1%を超えてはならないとしている。また、ウクライナのNDC達成のため、発行された緩和成果の少なくとも2%は承認、移転されない緩和成果として扱われるとしている。
  - また、同実施手順では、国家温室効果ガス排出量算定センターが、プロジェクトの審査等を実施し、手数料を徴収するとしている。

- 日本以外との国とのパリ協定6条に基づくアプローチ
  - スイス：

    2022年7月、スイスとパリ協定6条に沿った緩和成果の移転に関する実施協定に署名した。

（出所）“Second Nationally Determined Contribution of Ukraine to the Paris Agreement” (2025年11月11日提出)、”Implementing Agreement to the Paris Agreement between the Swiss Federal Council and the Government of Ukraine” (The Federal Council, Swiss government, 2021)、「パリ協定第6条の特定条項の実施に関するパイロットプロジェクトの実施手順」（https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/766-2026-%D0%BF#n21, 2026年9月11日アクセス）

ウクライナ

6．固有の制度・工夫

● 分野ごとの取組

【グリーン建築】

- 戦争被害を受けた施設の再建とGHG削減を同時に達成可能。UNDPはESCOモデルを活用し、民間投資を動員して公共施設の省エネ改修を支援し、断熱改修や高効率暖房・照明設備の導入を進めている。

【水素・アンモニア】

- 2030～2050年を見据えた国家水素戦略の策定に向けた草案が進められており、産業向け需要を想定したグリーン水素導入を掲げている。IEAは技術的ポテンシャルを年換算18–38 Mt H_2相当と試算。
- EU支援のUkraine Hydrogen Valleyプロジェクトでは、Hydrogen Ukraine LLC（H2U）が推進主体となり、オデーサ州Reni郡の風光ハイブリッド案件（電解槽＋ソーラー120 MW＋風力80 MW建設を想定、FEED段階完了、初期稼働を2028年までに目指す）など複数の計画・実証準備案件を進めている。
- UNECE報告書では、水素利用の導入優先分野として製鉄・肥料等が示されている。

【AI活用による省エネ】

- 国のエネルギー戦略やグリーン技術セクター戦略において、再生可能エネルギーや系統の近代化・自動化を戦略的に推進しており、AI／デジタル技術を活用した電力インフラの変革を重点項目に含めている。
- 戦災で送電網が脆弱化したため、スマートグリッド／VPP（仮想発電所）での発電・需要予測、BESS（電池エネルギー貯蔵システム）の最適運用、故障予知による系統復旧短縮といった実証が検討・準備されている。
  - ➢ DTEK Grids（キエフ州・スマートグリッド構想）Irpin-Bucha-Borodyankaエリアを対象に、10年計画（約€24億投資）でスマートグリッドを構築中。初期段階では約€1億4,500万のパイロットを予定。スマートメーターの全戸設置、配電損失削減（14%→5%）、停電時間の低減など。
  - ➢ リトアニア-ウクライナ協力プログラム枠で、配電網運営におけるAI手法（需給予測・異常検知・運転最適化）をモデル化する共同研究プロジェクトが進行中。

（出所）UNDPプレスリリース、UNFCCC 2023 NIR/CRFデータ、国家水素戦略（草案）、IEAウクライナの水素ロードマップ報告書、EUプロジェクト資料、UNECE水素戦略ロードマップ（草案）、2050までのエネルギー戦略（2023年承認）、エネルギー省のスマートグリッド開発ロードマップ、DTEKプレスリリース、IEA 分散型電力ロードマップ、世銀 系統強靭化支援評価報告書（以上、2026年9月11日アクセス）などから作成